



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
10月7日(金)  
第344号

## 目次

### 告 示

○予定保安林	1003
○生活保護法による指定介護機関の指定	1004
○生活保護法による指定医療機関の名称等の変更	1004
○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更	1005
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	1006
○生活保護法による指定施術機関の事業の休止	1007
○土地改良区定款変更の認可	1007
○道路の区域の変更	1007
○道路の供用開始	1008
○都市計画事業計画の変更認可	1008

### 公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要	1009
○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要	1009
○土地改良区役員の退就任	1009
○公共測量の終了	1010
○同	1011

### 選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の指定	1011
----------------------	------

## 告 示

### 栃木県告示第479号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町大山田上郷字高内平2781-1、字月出ヶ沢31-1、31-2、40-1、40-2、41、44-1、44-2、2778、大山田下郷字向山919、3309から3312まで、3314、3316-2、3317-1、3318-1、3319-1、3320-1、3320-4、3325、3327から3331まで、3334、3335、3337-2、3338-1、3339、3340、3341-1、3341-2、3343-1、3343-2、3349-1、3349-3、3350から3352まで、3353-1から3353-3まで、3356-1、3357、3358、3359-1、3362から3364まで、3397-6

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第480号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
令和4 (2022)年 7月1日	社会福祉法人優心 会	鹿沼市下永野236- 5	短期入所生活介護 事業所ポプリ	鹿沼市下永野270- 2	短期入所生活介護
令和4 (2022)年 7月1日	社会福祉法人優心 会	鹿沼市下永野236- 5	小規模多機能型居 宅介護事業所かの ん	鹿沼市口栗野862- 1	小規模多機能型居宅介護

2 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介護予防の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
令和4 (2022)年 7月1日	社会福祉法人優心 会	鹿沼市下永野236- 5	短期入所生活介護 事業所ポプリ	鹿沼市下永野270- 2	介護予防短期入所生活介護
令和4 (2022)年 7月1日	社会福祉法人優心 会	鹿沼市下永野236- 5	小規模多機能型居 宅介護事業所かの ん	鹿沼市口栗野862- 1	介護予防小規模多機能型居宅介護

栃木県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和4(2022)年2月2日	藤沼医院	栃木市大平町富田5212-7 (栃木市大平町富田592-1)
令和4(2022)年7月1日	花・花薬局いちょう (いちょう薬局)	足利市旭町772-22
令和4(2022)年7月1日	花・花薬局グリーン (グリーン薬局)	足利市通2-2644-1

(注) 表中の( )内は変更前のもの

2 指定訪問看護事業者等

変更年月日	指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
令和4(2022)年6月30日	株式会社ヴィーナ ス	栃木市柳橋町6-16 (栃木市大平町新1521-5)	訪問看護ヴィーナ ス	栃木市万町6-11栃木グ ランドホテル3階八汐の 間

(注) 表中の( )内は変更前のもの

栃木県告示第482号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

変更年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和4(2022)年6月30日	株式会社ヴィーナ ス	栃木市柳橋町6-16 (栃木市大平町新1521-5)	訪問看護ヴィーナ ス	栃木市万町6-11 栃木グランドホテル 3階八汐の間	訪問看護
令和4(2022)年6月30日	株式会社ヴィーナ ス	栃木市柳橋町6-16 (栃木市大平町新1521-5)	在宅ケア グラン ツこむぎ	栃木市万町6-11 栃木グランドホテル 3階八汐の間	訪問介護 訪問型(独自)

(注) 表中の( )内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変更年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和4(2022)年6月30日	株式会社ヴィーナス	栃木市柳橋町6-16 (栃木市大平町新1521-5)	訪問看護ヴィーナス	栃木市万町6-11 栃木グランドホテル3階八汐の間	予防訪問看護

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

### 栃木県告示第483号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 居宅介護事業者

廃止年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和4(2022)年7月31日	町田 敏	小山市城東6-2-22	整形外科メディカルパパス	栃木市大平町西水代1943-1	通所リハビリテーション
令和4(2022)年7月31日	株式会社フレンド	小山市羽川524-2	フレンド調剤自治医大東店	下野市薬師寺3171-26	居宅療養管理指導
令和4(2022)年8月31日	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68-1ムラタヤビル3階	エムハート薬局こがねい店	下野市小金井1-34-7	居宅療養管理指導

#### 2 介護予防事業者

廃止年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和4(2022)年7月31日	町田 敏	小山市城東6-2-22	整形外科メディカルパパス	栃木市大平町西水代1943-1	介護予防通所リハビリテーション
令和4(2022)年7月31日	株式会社フレンド	小山市羽川524-2	フレンド調剤自治医大東店	下野市薬師寺3171-26	介護予防居宅療養管理指導
令和4	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68-1ムラタヤビル3階	エムハート薬局こがねい店	下野市小金井1-34-7	介護予防居宅療養管理指導

(2022)年 8月31日	イル	田練塀町68-1ム ラタヤビル3階	がねい店	34-7	宅療養管理 指導
------------------	----	----------------------	------	------	-------------

栃木県告示第484号

次の指定施術機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施術機関の事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

休 止 年 月 日	施 術 者	施 術 所	
		名 称	住 所
令和4(2022)年6月1日	生井 綾華	訪問マッサージKEiROW 鹿沼ステーション	鹿沼市麻苧町1531-1コー ポ昴103

(保健福祉課)

栃木県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
小山用水土地改良区	令和4(2022)年9月26日

(農地整備課)

栃木県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4(2022)年10月7日から同年11月7日まで一般の縦覧に供する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 桐生田沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
215	前	佐野市戸奈良町字羽室1133-2から 佐野市戸奈良町字羽室842-2まで	6.3～10.9	782.0	
	後	佐野市戸奈良町字羽室1133-2から 佐野市戸奈良町字羽室842-2まで	12.3～18.1	782.0	



栃木県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4（2022）年10月7日から同年11月7日まで一般の縦覧に供する。

令和4（2022）年10月7日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
82	一般県道 唐沢山公園線	佐野市犬伏上町字上町1897-3から 佐野市犬伏上町字上町1893-3まで	令和4（2022）年 10月7日
208	一般県道 飛駒足利線	足利市通二丁目2645から 足利市通二丁目2642まで	令和4（2022）年 10月7日

（道路保全課）

栃木県告示第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和33年建設省告示第907号宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4（2022）年10月7日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

宇都宮市

2 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道

3 事業施行期間

昭和33（1958）年3月31日～令和9（2027）年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和33年建設省告示第907号、昭和35年建設省告示第1900号、昭和40年建設省告示第352号、昭和40年建設省告示第3197号、昭和42年建設省告示第1046号、昭和42年建設省告示第2979号、昭和44年建設省告示第1363号、昭和44年栃木県告示第722号、昭和45年栃木県告示第226号、昭和45年栃木県告示第748号、昭和47年栃木県告示第639号、昭和48年栃木県告示第532号、昭和49年栃木県告示第436号、昭和56年栃木県告示第395号、昭和57年栃木県告示第1228号、昭和57年栃木県告示第1203号、昭和59年栃木県告示第568号、昭和60年栃木県告示第677号、昭和62年栃木県告示第420号、昭和63年栃木県告示第748号、平成元年栃木県告示第805号、平成2年栃木県告示第638号、平成3年栃木県告示第208号、平成6年栃木県告示第808号、平成7年栃木県告示第202号、平成8年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第127号、平成10年栃木県告示第502号、平成12年栃木県告示第121号、平成12年栃木県告示第681号、平成13年栃木県告示第489号、平成13年栃木県告示第122号、平成13年栃木県告示第679号、平成15年栃木県告示第424号、平成16年栃木県告示第88号、平成16年栃木県告示第219号、平成18年栃木県告示第292号、平成19年栃木県告示第305号、平成21年栃木県告示第169号、平成25年栃木県告示第156号、平成28年栃木県告示第640号、平成29年栃木県告示第159号、平成30年栃木県告示第168号、令和元年栃木県告示第190号及び令和3年栃木県告示第218号の事業地から変更なしとする。

(2) 使用の部分

昭和33年建設省告示第907号、昭和35年建設省告示第1900号、昭和40年建設省告示第352号、昭和40年建設省告示第3197号、昭和42年建設省告示第1046号、昭和42年建設省告示第2979号、昭和44年建設省告示第1363号、昭和44年栃木県告示第722号、昭和45年栃木県告示第226号、昭和45年栃木県告示第748号、昭和47年栃木県告示第639号、昭和48年栃木県告示第532号、昭和49年栃木県告示第436号、昭和56年栃木県告示

示第395号、昭和57年栃木県告示第1228号、昭和57年栃木県告示第1203号、昭和59年栃木県告示第568号、昭和60年栃木県告示第677号、昭和62年栃木県告示第420号、昭和63年栃木県告示第748号、平成元年栃木県告示第805号、平成2年栃木県告示第638号、平成3年栃木県告示第208号、平成6年栃木県告示第808号、平成7年栃木県告示第202号、平成8年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第127号、平成10年栃木県告示第502号、平成12年栃木県告示第121号、平成12年栃木県告示第681号、平成13年栃木県告示第489号、平成13年栃木県告示第122号、平成13年栃木県告示第679号、平成15年栃木県告示第424号、平成16年栃木県告示第88号、平成16年栃木県告示第219号、平成18年栃木県告示第292号、平成19年栃木県告示第305号、平成21年栃木県告示第169号、平成25年栃木県告示第156号、平成28年栃木県告示第640号、平成29年栃木県告示第159号、平成30年栃木県告示第168号、令和元年栃木県告示第190号及び令和3年栃木県告示第218号の事業地から変更なしとする。

(都市整備課)

## 公 告

### ○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和4(2022)年11月7日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ矢板片岡店  
矢板市乙畑字中割1609番1 外
- 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
矢 板 市	意 見 な し

### ○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和4(2022)年11月7日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ矢板片岡店  
矢板市乙畑字中割1609番1 外
- 法第8条第4項の規定による意見の概要  
意見なし

(経営支援課)

### ○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
新 里 土地改良区	理 事	床井 正夫		宇都宮市新里町乙697-2	令 和 4 (2022). 2.4	
	〃	金田 一夫		〃 〃 丙1120	令 和 4 (2022). 3.31	
小 山 市 美 田 東 部 土地改良区	理 事	五十畑一郎		小山市大字洪井78	令 和 4 (2022). 9.9	
	〃	野口 晃作		〃 大字立木409-1	〃	
	〃	清水 和雄		〃 大字上石塚472	〃	
	〃	黒根 純		〃 大字大行寺263	〃	
	〃	町田 邦昭		〃 大字下石塚248	〃	
	〃	河野 好晴		〃 大字萩島493	〃	
	〃	板橋 一夫	板橋 一夫	〃 大字小宅1325	〃	令 和 4 (2022). 9.10
	〃	渡辺 一男	渡辺 一男	〃 大字黒本403	〃	〃
	〃	名淵 正男	名淵 正男	〃 大字島田463	〃	〃
	〃		小森 芳次	〃 大字荒川161		〃
	〃		植野 敏美	〃 大字立木400-1		〃
	〃		石橋 智	〃 大字上石塚777		〃
	〃		川股 将壽	〃 大字大行寺225		〃
	〃		岸 武男	〃 大字下石塚182		〃
	〃		小島 俊夫	〃 大字萩島154		〃
	監 事	田波 順二		〃 大字小宅1705	令 和 4 (2022). 9.9	
	〃	松本 光夫		〃 大字島田750	〃	
	〃	岸 武男		〃 大字下石塚182	〃	
	〃		植野 清	〃 大字小宅1320-1		令 和 4 (2022). 9.10
	〃		河村 芳則	〃 大字立木396		〃
〃		清水 孝敏	〃 大字上石塚565		〃	

(農地整備課)

## ○公共測量の終了

令和4(2022)年7月22日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法



律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河内農業振興事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量(用地丈量図作成)
- 2 作業地域  
宇都宮市
- 3 作業期間  
令和4(2022)年6月16日から同年8月19日まで

#### ○公共測量の終了

令和4(2022)年4月26日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芳賀農業振興事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量(確定測量図作成、基準点測量)
- 2 作業地域  
芳賀郡芳賀町
- 3 作業期間  
令和4(2022)年4月5日から同年9月2日まで

(監理課)

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

令和4(2022)年10月7日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

施設の名 称	所 在 地
医療法人社団友志会 リハビリテーション翼の舎病院	小山市若木町1-1-2
医療法人社団友志会 介護老人保健施設 空の舎	小山市若木町1-1-2
学校法人国際医療福祉大学 介護医療院 マロニエ苑	那須塩原市井口533-4
社会福祉法人清幸会 地域密着型特別養護老人ホーム あしの苑	那須町大字芦野2165